

# 令和7年度 島根県グローバル人材育成支援事業 留学奨学金 募集要項

## 1. はじめに

島根県、島根県内の経済団体、支援企業及び高等教育機関で構成する「島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会」（以下「本協議会」という。）では、令和7年度（第11期）島根県グローバル人材育成支援事業（以下「本事業」という。）の留学生を募集します。

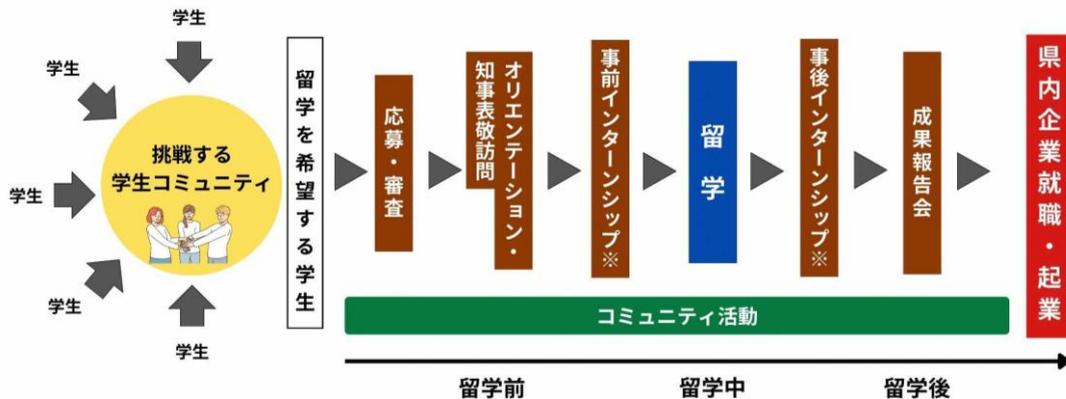
※本事業は、文部科学省の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」として令和3年度まで実施していた事業の島根県版の後継事業です。

## 2. 趣旨

本事業は、島根県が抱える課題に果敢にチャレンジし、将来の島根県の産業界をリードする「グローバル人材」を育成し、県全体の地域活性化につなげていくことを目的としています。この目的を実現するために、島根県、産業界、高等教育機関が連携し、学生コミュニティ活動、海外留学、県内企業等でのインターンシップなどを組み合わせた島根県独自のプログラムを提供します。

## 3. 本事業の概要

本事業では、県内外の高等教育機関に在籍する学生（高等専門学校においては第4年次以上で専攻科を含む）による学生コミュニティを組織し、卒業・修了後島根県内企業等に就職する意思のある日本人学生に対し、海外留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学の質を高めるため、島根県の諸課題の理解を深めるセミナーや学生同士、学生と支援企業が交流できる機会を提供します。



※インターンシップ実施回数：留学前と帰国後の2回（推奨）、又は留学前後のいずれかで1回実施すること

#### 4. 本事業で育成する人材像と期待される成果

本事業では主として次のようなグローバル人材の育成を目指します。

##### (1) グローカルエンジニアの育成

現在、島根県では製造業や IT 分野での技術人材が不足している状況にある一方で、海外展開している企業もあることからグローバルに活躍する人材が求められています。中でも県内の特徴的な産業集積や大規模な生産拠点がある製造業（特殊鋼、鋳物、電子部品、情報通信産業など）と、多彩な分野での実績を有する企業の集積が進んでいるソフト系 IT 産業において海外との取引、海外拠点の責任者となり得るグローバルな視点を有した人材を支援します。

##### (2) 島根の産業の国際化に貢献することができる人材の育成

人口減少に伴う国内市場縮小が進む中で、新たな海外マーケットの開拓は、製造業、ソフト系 IT 産業のみならずサービス業や観光業等、幅広い県内企業にとって重要な課題です。異文化理解や消費者志向等の分析を通じて海外展開に関する基礎を学び、海外との取引や海外拠点での責任者となり得る人材、並びに海外との交流促進や観光客拡大につなげることのできる人材を支援します。

##### (3) その他、事業の趣旨・目的に沿った活動を行うことができる人材の育成

学生が個別の留学目標を設定し、その目標を実現することで、本事業が求めるグローバルな視点と地域の視点を兼ね備え、将来、島根県の産業振興に貢献できる人材を支援します。

本事業で育成するグローバル人材に期待される主な資質・能力は、以下の通りです。

- (1) 多様な価値観や異文化理解を踏まえた上で、地域課題を考察できる。
- (2) 新しい物事に積極的に取り組むチャレンジ精神にあふれている。
- (3) 国内外の様々な状況変化に対応できる柔軟性や適応力を備えている。
- (4) 国内外の関係者と連携できる十分なコミュニケーション能力や実践的な外国語能力を備えている。

## 5. プログラムの具体的内容

本事業は、大きく学生コミュニティ活動、海外留学、県内企業等でのインターンシップから構成され、海外留学生は、学生コミュニティ参加者の中から選考します（学生コミュニティへの加入と同時に海外留学奨学金を申請することも可）。

### (1) 学生コミュニティ活動

支援を受ける留学生は本協議会の学生コミュニティに入ることが義務付けられており、定期的に行われるコミュニティ活動に参加します。

- ① セミナー：セミナーを通して、島根県の課題を学ぶとともにその解決に向けた対応を考える。また、企業関係者からの知見を得ることで、自身のキャリアの振り返りを行う。
- ② 交流会：支援企業と学生コミュニティ活動に参加する学生との交流会を実施する。
- ③ 県内企業を知る活動：県内企業へのインターンシップや企業見学会に参加する。

上記①～③に関する活動を本年度は5回程度開催し、学生コミュニティ活動を通じて、県内産業・企業を理解し、島根県の課題を解決できる、グローバルな視点とローカルな視点を兼ね備えた意欲的な人材育成を目指します。

### (2) 海外留学

#### ① 募集留学コースと支援予定人数

留学期間は60日以上1年以内とし、以下の3コースを設けています。

#### (ア) グローバルエンジニアコース

将来、県内の特徴的な集積産業（特殊鋼、鋳物、電子部品、情報通信産業等をはじめとする製造業）と、ソフト系IT産業で活躍する人材の育成に資する海外留学

#### (イ) 島根の産業国際化コース

将来、県内企業の海外展開（海外進出、貿易拡大）に関連するビジネスモデルの創出に貢献する人材の育成に資する海外留学

#### (ウ) 学生オリジナルコース

その他、将来、本事業の趣旨・目的に沿った島根の産業振興に貢献する人材の育成に資する海外留学

支援人数は、合計5名程度を予定していますが、支援する学生の留学計画（渡航先及び期間）により変動します。

### (3) 県内インターンシップ

島根県の産業や企業の状況を理解し就業体験を積むことで、地域定着の意欲向上、留学の活動に必要な知識を習得し、海外留学で得られた成果の実践、定着を図ることを目的として、留学前と帰国後の2回（推奨）、又は留学前後のいずれかで1回、県内企業等でのインターンシップを行います。

インターンシップ先は、原則として支援企業とし、留学計画内容（分野・課題等）に応じ、候補企業を挙げ（在籍する高等教育機関におけるコーディネーターと事前に相談してください。）、採択された後、協議会の協力のもと調整し決定します。インターンシップの実施日数に制限はありません。

支援企業名は以下の通り。（20社 50音順）

※新規支援企業においては、本協議会HP「支援企業」を順次更新しますのでご確認ください。

(株) 出雲村田製作所（製造業）、石見食品（株）（製造業）、  
(株) オネスト（ソフトウェア開発業）、(株) キグチテクニクス（製造業）、  
山陰クボタ水道用材（株）（建設業、製造業）、(株) 山陰合同銀行（金融業）、  
山陰中央テレビジョン放送（株）（情報通信業）、  
(株) さんびる（サービス業）、島根島津（株）（製造業）、  
(株) 島根富士通（製造業）、(株) 田部（建設業、飲食店業）、  
(株) テクノプロジェクト（情報通信業）、中浦食品（株）（製造業）、  
パナソニック ソーラーシステム製造（株）（製造業）、  
ホシザキ（株） 島根工場（製造業）、松江山本金属（株）（製造業）、  
松江土建（株）（建設業）、(株) 松永牧場（畜産農業）、  
(株) ミック（情報通信業、小売業）、若女食品（株）（製造業）

## 6. 支援の内容

### (1) 奨学金の額

留学生には、渡航地域により次の奨学金が支給されます。

渡航地域	留学一時金	奨学金
アジア地域	150,000 円	150,000 円
上記以外の国・地域	200,000 円	

※支給額は、応募時の留学計画における留学先に基づいて決定されます。

※奨学金はひと月に 15 日以上活動した場合に支給します（移動日は含まれません）。

※留学一時金は、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学にかかる費用に使用可能であり、初回奨学金と一緒に支給します。

※アジア地域とは、以下の国・地域を指します。

アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

### (2) 奨学金の支給方法

留学生への奨学金支給は、在籍する高等教育機関を通じて各人の口座に振り込まれます。（原則、当該月に支給）。留学期間中は、奨学金受給のために、留学先機関での在籍を確認しますので、在籍する高等教育機関との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は、合格後に別途案内します。

## 7. 留学生の要件

本事業で支援する留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(8)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本協議会が運営する学生コミュニティに加入し、本事業で実施するプログラム（留学機運醸成のための活動、島根県の支援企業等でのインターシップ及び支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 将来、島根の企業等に就職するもしくは起業する等、島根の発展に貢献する意思を有する学生

- (3) 各高等教育機関において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生で、留学終了後、在籍する高等教育機関で学業を継続又は学位を取得する学生
- (4) 留学計画書に記載された各受入機関（以下「留学先機関」という。）が受入れを許可する学生（受け入れ見込みを含む）
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 本事業において、過去に留学生として採択されていない学生  
 ※過去に留学生として採択された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。
- (7) 留学開始年度の4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本事業による奨学金の支給月額を超えない学生  
 ※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本事業の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

## 8. 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします

- (1) 令和7年(2025年)8月1日(金)から令和8年(2026年)3月16日(月)までに海外留学が開始される計画  
 ※受け入れ先機関での活動開始日であり、渡航日は含まれません。
- (2) 海外留学期間が60日以上1年以内の計画  
 ※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る移動期間は含まれません。  
 ※留学期間終了後、1ヶ月以内に帰国する必要があります。
- (3) 留学先における留学先機関がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画  
 ※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。  
 ※留学先機関がなく、留学中の在籍確認を行えない計画は支援対象となりません。
- (4) 在籍する高等教育機関が、教育上有益な学修活動と認める計画
- (5) 留学の目的に沿った**実践活動**が含まれている計画  
 ※実践活動とは、インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、PBLなど「実社会と接点」を持つ活動の事です。  
 ※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

(6) アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画

※アンバサダー活動とは、留学先において日本や島根県の良さを発信する活動を指します。

例) 日本文化紹介、島根の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

例) 活動報告会の開催やwebでの発信

(7) 留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ（危険情報）」において「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上、「海外安全ホームページ（感染症危険情報）」において「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」に該当する地域ではない計画

※応募時点で留学先機関の所在地が上記のレベル以下であっても、留学開始時点又は留学中に上記レベル以上となった場合は、原則、助成金の支給対象外となります。

※国際情勢の変化、感染症の拡大状況などによっては、本事業の募集中止、留学の延期や中止など支援ができなくなる可能性があります。

## 9. 留学生を支援することができる高等教育機関の要件

留学生を支援する高等教育機関は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

(1) 留学中の学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。

(2) 留学中の学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※高等教育機関は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙1「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

(3) 留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

## 10. 応募書類の作成及び提出方法

応募者は、次の(1)で示した本協議会、高等教育機関、島根県のウェブサイトから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍する高等教育機関に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍する高等教育機関により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、**担当部署に相談の上、作成を進めてください。**

また、応募後に転学が決定している場合であっても、応募書類は応募時に在籍している高等教育機関に提出してください。

- (1) 島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校、島根県（県外学生の場合については、19.の連絡先まで問い合わせてください。）

URL：島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会

<https://www.tobitate-shimane.jp/>

島根大学 <https://kokusai.shimane-u.ac.jp/>

島根県立大学 <https://www.u-shimane.ac.jp/international/>

松江工業高等専門学校 <https://www.matsue-ct.ac.jp/>

島根県 <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

- (2) 応募学生申請書類

① 留学計画書（様式1）

② 留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

- (3) 高等教育機関への提出期限

応募書類の提出期限は各高等教育機関にて設定されます。

島根大学・・・5月15日（木）17:00

島根県立大学・・・5月9日（金）17:00

松江工業高等専門学校・・・5月15日（木）17:00

※応募内容は日本語で作成してください。

※応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

※その他県外の大学においては、担当課にご確認ください。

### 11. 留学生の選考、審査

選考は書類審査と面接審査により行います。書類審査は、提出された留学計画に基づき、本事業の趣旨に沿った目的、達成目標が明確に設定されているかどうか、十分な実践活動が含まれているか、学生コミュニティ活動への参加状況等を中心に評価します。面接審査は、卒業後、島根県の企業等に就職もしくは起業する等、島根県の発展に貢献する意思があるかどうか、留学への意欲や目的達成に必要な資質・能力を備えているかどうか等、人物面を重視した評価を行います。

### 12. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に高等教育機関を通じて、本協議会に相談してください。

### 13. 本事業の主なスケジュール

学生コミュニティへの参加：留学生は、留学前に本協議会が実施する学生コミュニティに登録し、留学後も継続的かつ積極的に学生コミュニティ活動に参加する必要があります。

高等教育機関で設定された期限	応募書類提出（学生→高等教育機関） ※10.(3)参照
2025年5月19日(月)～ 2025年5月30日(金)	書類提出機関（高等教育機関→協議会）
2025年6月中旬～下旬	審査（面接）※原則対面で実施 会場・・・島根大学（予定）
2025年7月上旬	採否結果の通知
2025年7月下旬	事前オリエンテーション
2025年8月上旬	知事表敬訪問
留学前	島根県内インターンシップ ※留学前と帰国後の2回（推奨）、又は留学前後のいずれかで1回、島根県内の支援企業等でのインターンシップを義務付けています。
<b>海外留学の開始</b> 2025年8月1日(金)から2026年3月16日(月)までに留学開始	
留学中	月次レポートの提出（毎月末）
留学後	「留学状況報告書」の提出
卒業時	進路調査 ※本事業が実施する進路調査にご協力ください。本事業の評価の指標となります。

#### 14. 留学計画等の変更

採択後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、留学生は在籍する高等教育機関を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きを行う必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採択後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採択取消しになる場合もありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

#### 15. 採択の取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に採択を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「7. 留学生の要件」「8. 留学計画の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は留学先機関若しくは在籍する高等教育機関で懲戒処分を受ける際、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 本事業にかかる各種申請書類の内容に重大な虚偽があると認められた場合
- (5) その他、留学生としての責務を怠り、支援する留学生として適当でないと認められた場合

#### 16. 安全管理について

留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍する高等教育機関や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3ヶ月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3ヶ月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様

に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト：[http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

#### 17. 個人情報の取り扱いについて

本事業への応募に関して提出された個人情報は、本事業のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、高等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

#### 18. 問い合わせ先 （高等教育機関専用）

島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会事務局

【住所】〒690-8504 島根県松江市西川津町1060

国立大学法人島根大学 グローバル化推進本部国際センター

【メール】[tobitate\\_shimane@office.shimane-u.ac.jp](mailto:tobitate_shimane@office.shimane-u.ac.jp)

【電話】 0852-32-9772

【問合せ対応時間】月曜から金曜（祝日を除く）9：00～16：00

※応募者は、高等教育機関を通じて各手続及び質問等を行ってください。